記者発表資料

平成２６年１２月１２日
酒田河川国道事務所

小牧川水門風除けフェンスに落書きされる!!

１２月１１日（木）９時頃、酒田市大宮地内にある小牧川水門の風除けフェンスにペンキで落書きされているのを当事務所職員が発見し、酒田警察署へ通報しました。

落書きは、器物破損の罪に該当し「刑法」に違反する行為です。今後も河川巡視等により発見した悪質な落書きに対しては、ただちに警察署に通報し原因者の特定に努めていきます。

【詳細は次のとおり】

①発見日時　１２月１１日（木曜日）９時頃
　　カメラで監視していた当事務所職員が発見

②発見場所　小牧川水門（酒田市大宮地内）



水門等の河川管理施設は、川が増水した場合に住民の皆さんの生命・財産等を守るための重要な役割を果します。

また、公共用施設であることから、落書き等により景観も損ないます。

このような落書きによる行為は、器物破損の罪に該当し罰せられます。

今後も、河川巡視、ＣＣＴＶカメラによる監視、地域住民・関係機関等と連携しながら再発防止に努めてまいります。

●罰則については、以下のとおり。
【刑法第２６１条】他人のものを損壊し、又は傷害した者は、３年以下の懲役又は３０万円以上の罰金若しくは科料。（抜粋）

〈発表記者会〉　酒田記者クラブ、鶴岡記者会、エフエム山形、酒田エフエム、㈱コミュニティ新聞社

《 問い合わせ先 》

酒田河川国道事務所　電話０２３４－２７－３３３１（代表）
副所長（河川担当）　森　禎一（もり ていいち）
河川管理課長　細川　和彦（ほそかわ かずひこ）